

【参考】平成21年度直轄事業負担金の予定額通知資料(4月30日付)についての質問事項一覧(暫定版)

質問事項	
1 全体	全体事業規模が示されている(例えばL=9.6kmなど)が、当該年度の事業規模が示されていない。このため、事業内容ごとの数量(ex.工事延長、用地取得面積、補償棟数など)について、示されたい。
2 全体	事業によって、完成予定時期が明記されていない事業や、事業開始時期が分からない事業がある。各事業の全体概要を把握するため、翌年度以降の当面の事業予定規模、事業全体の年次計画、現時点での事業進捗状況などの基本情報について、各事業ごとに示されたい。
3 工事費	「用地費及補償費」とあるが、全体の事業規模に応じ、用地取得と補償にそれぞれの程度の経費を要しているのか不明である。各事業ごとに、用地取得面積、補償棟数等を記載するとともに、用地費と補償費を区分して記載し、各々の金額を示されたい。
4 工事費	道路維持修繕費(維持)について、書式が整備関係経費と同様となっているが、具体的な各業務の内容ごとの経費の内訳が不明である。道路巡回、除草、路面清掃など、各業務内容ごとの事業費や数量などを示されたい。
5 工事費	事業車両費の内容は何か。また、業務取扱費における車両費とどのように違うのか。また、事務所に於いて複数の路線を管轄する場合、各路線ごとにどのように費用を按分しているのか。各事業ごとの積み上げか、又は総費用を当該所管事務所の総事業数で割ったものか。算定の考え方を示されたい。
6 工事費	船舶及機械器具費の内容は何か。具体的に何を指し、どのような目的・用途か。購入費のほか、メンテナンスや保守点検の費用も含むか、また、レンタルの場合も計上しているのか。経費の内訳について示されたい。
7 工事費	附帯工事費の内容は何か。具体的な内容を示していただくとともに、本体事業費との関連性、経費の内訳について示されたい。
8 工事費	沿道環境改善事業における「改築」(1/3負担)と「修繕」(4.5/10負担)について、事業内容ごとに区分けをする際の基準について示されたい。
9 工事費	交通円滑化推進事業費(共同溝)については地方負担額が事業費の2分の1になっているが、その根拠法令は何か。
10 業務取扱費	各業務取扱費(車両費、広報費、営繕宿舍費、人件費等)については、費目ごとに負担基本額及び地方負担額の合計額が示されているが、個々の項目(支弁内容)ごとの経費の内訳についての記載がなく、算定の根拠が不明である。各費目の各支弁内容項目ごとに経費の明細を示されたい。
11 業務取扱費	各業務取扱費(車両費、広報費、営繕宿舍費、人件費等)については、費目ごとに負担基本額及び地方負担額の合計額が示されているが、各業務取扱費が整備費関係経費及び維持管理関係経費にそれぞれの程度按分されているのか不明であり、負担基本額全体に対する地方負担割合の算出根拠が不明である。これを明確に示されたい。
12 業務取扱費	複数都県政令市を所管している事務所の業務取扱費(車両費、広報費、営繕宿舍費、人件費等)の各都県政令市の按分基準が不明である。各都県政令市の負担額についての根拠が明確となるよう、これを示されたい。
13 業務取扱費	地方負担額全体に占める業務取扱費の比率が、各事業(道路、公園、治水、港湾)によって幅が大きく、基準が不明確である。国庫補助事業における事務費の額が、事業規模に応じてその上限額が定められているのに比較して、整合性がないため、業務取扱費の比率について、国庫補助事業と同様に基準を明確にされたい。
14 業務取扱費(広報費)	「水防活動等の充実」とは具体的には何か、教示願いたい。併せて、直轄事業との関連性について示されたい。
15 業務取扱費(営繕宿舍費)	地方負担の対象となる宿舍の範囲はどのような基準(宿舍の維持管理の所管事務所、所在地、入居する職員の直轄事業への関与の度合いなど)によって決まるのか、示されたい。
16 業務取扱費(営繕宿舍費)	金杉橋出張所建替に伴う、庁舎移転跡地の活用又は処分の方針について示されたい。売却は発生するのか。売却される場合、現施設の用地や施設に東京都が負担した負担金は控除されるべきと考えるが、実際にはどのように措置されるのか、示されたい。
17 業務取扱費(営繕宿舍費)	多摩平宿舍、吉野沢合同宿舍の補修について、その規模が不明である。補修の規模など、必要となる経費の内訳を示されたい。
18 業務取扱費(営繕宿舍費)	国庫補助事業の営繕費に於いては土木事務所が補助対象外であり、仮設的な施設に限られるのに対し、直轄事業では恒久的な庁舎や宿舍が含まれ、国庫補助事業に比較して対象範囲が広く、不均衡である。宿舍費については本来事業主体が負担すべきと考えるが、地方が負担する根拠を示されたい。
19 業務取扱費(人件費・その他)	人件費に含まれる職層が不明である。管理職は含まれているのかなど、内訳を明確に示されるとともに、地方負担の対象となる人件費の範囲(階層、所属、直轄事業への関与の度合いなど)について基準を示されたい。
20 業務取扱費(人件費・その他)	人件費に含まれる内容(給与、共済費(長期・短期)、退職給与引当金が含まれているかなど)が不明である。内訳を示されるとともに、地方負担の対象範囲となる内容を示されたい。
21 業務取扱費(人件費・その他)	関東地方整備局本局、関東技術事務所、国土技術政策総合研究所の「人件費・その他」が、地方負担となっている理由について示されたい。直轄事業に直接関わっていない職員の人件費について負担することは妥当ではないと考えるが、地方負担の対象となる範囲(所属、直轄事業への関与の度合いなど)について基準を示されたい。
22 業務取扱費(人件費・その他)	「その他」の支弁内容中、「市町村交付金」の内容は何か。また、地方が負担する理由は何か、示されたい。
23 業務取扱費(人件費・その他)	「本社・支社分を含む」とあるが、直轄事業に直接関わっていない職員の人件費について負担することは妥当ではないと考える。内訳を示されるとともに、地方負担の対象範囲(階層、所属、直轄事業への関与の度合いなど)の基準について示されたい。(水資源機構事業)